

## 議案第 67 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 管理を行わせる公の施設  
取手市立こども発達センター  
取手市西二丁目 35 番 3 号
  
- 2 指定管理者  
社会福祉法人取手市社会福祉協議会  
会長 内 藤 義 彦  
取手市寺田 5 1 4 4 番地 3
  
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 12 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

### 提案理由

取手市立こども発達センターの設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者として当該団体を指定することについて、議会の議決を求めるものです。